

見舞費用補償特約(標準)

チャブ保険 | 施設所有(管理)者賠償責任保険
請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険

オプションとして補償することが可能です。

● 補償の内容

この保険契約に適用される特別約款および特約で対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。)が発生した場合において、被保険者が慣習として支払う見舞金等を弊社の同意を得て支払ったときは、その金額を見舞費用保険金として補償します。



従業員がお客様にケガをさせてしまったので、見舞品を購入するための費用が発生した。

● 支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額 1 事故・被害者1名：別表1に記載する金額を限度

※同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(1)の見舞費用保険金を支払う場合において、すでに支払った別表1の(2)または(3)にかかる見舞費用保険金があるときは、死亡にかかる別表1(1)の見舞費用保険金からすでに支払ったその見舞費用保険金の額を差し引いた金額を支払います。

※この特約により見舞金費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、この特約により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に付帯する他の特約により支払うべき保険金に充当します。

免責金額 なし

● 保険金をお支払いしない主な場合

● 施設所有(管理)者賠償責任保険 / 請負業者賠償責任保険 / 生産物賠償責任保険パンフレット記載の保険金をお支払いできない主な場合

など

*このチラシは見舞費用補償特約(標準)の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険パンフレットおよび賠償責任保険重要事項説明書をあわせてご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので取扱代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) P&C 本部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7140(代)
www.chubb.com/jp

2021年9月版
L2110447

別表 1

項目			支払限度額
(1) 死亡した場合			50 万円
(2) 後遺障害が生じた場合			50 万円に別表 2 の各号に掲げる割合を乗じた額
(3) 入院・治療の場合	病院または診療所に入院した期間	31 日以上	10 万円
		15 日以上～ 30 日以内	5 万円
		8 日以上～ 14 日以内	3 万円
		7 日以内	2 万円
	治療した期間 (入院した期間を除きます。)	31 日以上	5 万円
		15 日以上～ 30 日以内	3 万円
		8 日以上～ 14 日以内	2 万円
		7 日以内	1 万円

注 表中「後遺障害が生じた場合」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった障害がなおった後のものをいいます。(以下、この特約において同様とします。)

別表 2

- (1) 眼の障害
 - ① 両眼が失明した場合 100%
 - ② 1 眼が失明した場合 60%
 - ③ 1 眼の矯 (きょう) 正視力が 0.6 以下となった場合 5%
 - ④ 1 眼が視野狭窄 (さく) (正常視野の角度の合計 60% 以下となった場合をいいます。) となった場合 5%
- (2) 耳の障害
 - ① 両耳の聴力を全く失った場合 80%
 - ② 1 耳の聴力を全く失った場合 30%
 - ③ 1 耳の聴力が 50cm 以上では通常の話声を解せない場合 5%
- (3) 鼻の障害
 - ① 鼻の機能に著しい障害を残す場合 20%
- (4) 咀 (そ) しゃく、言語の障害
 - ① 咀 (そ) しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合 100%
 - ② 咀 (そ) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合 35%
 - ③ 咀 (そ) しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合 15%
 - ④ 歯に 5 本以上の欠損を生じた場合 5%
- (5) 外貌 (ぼう) (顔面・頭部・頸 (けい) 部をいいます。) の醜状
 - ① 外貌 (ぼう) に著しい醜状を残す場合 15%
 - ② 外貌 (ぼう) に醜状 (顔面においては直径 2cm の瘢痕 (はんこん)、長さ 3cm 線状痕 (こん) 程度をいいます。) を残す場合 3%
- (6) 脊 (せき) 柱の障害
 - ① 脊 (せき) 柱に著しい奇形または著しい運動障害を残す場合 40%
 - ② 脊 (せき) 柱に運動障害を残す場合 30%
 - ③ 脊 (せき) 柱に奇形を残す場合 15%

(7) 腕(手関節以上をいいます。)、脚(足関節以上をいいます。)の障害

- ① 1腕または1脚を失った場合 60%
- ② 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 50%
- ③ 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 35%
- ④ 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 5%

(8) 手指の障害

- ① 1手の拇(ぼ)指を指関節(指節間関節)以上で失った場合 20%
- ② 1手の拇(ぼ)指の機能に著しい障害を残す場合 15%
- ③ 拇(ぼ)指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失った場合 8%
- ④ 拇(ぼ)指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 5%

(9) 足指の障害

- ① 1足の第1足指を趾(し)関節(指節間関節)以上で失った場合 10%
- ② 1足の第1足指の機能に著しい障害を残す場合 8%
- ③ 第1足指以外の1足指を第2趾(し)関節(遠位指節間関節)以上で失った場合 5%
- ④ 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3%

- (10) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない場合 100%

注1 (7) から(9)の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図

